

枚方市障害者計画（第4次改訂版） 【概要版】 枚方市障害福祉計画（第7期） 枚方市障害児福祉計画（第3期）

■計画の背景と趣旨

障害者を取り巻く様々な社会状況の変化や国の法体系の変化、今後の法改正の内容、障害者の多様なニーズなどに対応した施策の展開・充実のため、「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」、及び「障害福祉計画（第7期）」・「障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

■計画の位置づけ

国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

■計画期間

枚方市障害者計画（第4次）の計画期間については、令和3年度から令和8年度までの6年間、枚方市障害福祉計画（7期）、枚方市障害児福祉計画（3期）は令和6年度から令和8年度まで3年間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
枚方市障害者 計画（第4次）	→			→		
			中間 見直し			
枚方市障害福 祉計画	→ 第6期			→ 第7期		
枚方市障害児 福祉計画	→ 第2期			→ 第3期		

■基本理念

- 障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
- 障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

本市では、国の「第5次障害者基本計画」の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を踏まえ、障害のあるなしに関わらず、すべての人が個人として基本的人権を尊重され、地域社会の中で自己決定に基づき、その人らしく生活できる社会を旨として、基本理念を定めています。

■障害者計画（第4次改訂版）の施策体系

基本目標	基本方向	施策	
第1節 市民啓発及び地域との交流の推進	1 多様な啓発の推進	(1) 人権・人命の尊重	
		(2) 虐待や差別の防止	
		(3) 合理的配慮	
	2 地域との交流	(1) 地域福祉活動 (2) 地域交流の推進と居場所づくり	
第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり	1 公共施設の整備等	(1) バリアフリーの整備	
	2 保育・療育・教育の充実	(1) 保育・療育・教育の充実 (2) インクルーシブ教育・保育の推進	
	3 災害対策	(1) 自然災害（避難行動要支援者対策）	
第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供	1 地域生活への支援	(1) 福祉サービス提供体制の充実と質の向上 (2) 多様なコミュニケーション (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
		2 緊急時の対応	(1) 障害ニーズに応じた対応
		3 保健・医療との連携	(1) 保健・医療との連携
第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ	1 就労に向けた支援	(1) 就労に向けた支援 (2) 就労に関する相談支援 (3) 工賃向上に向けた支援	
		2 社会参加と多様な学習への支援	(1) 生涯学習の推進 (2) 文化・芸術活動への支援 (3) スポーツ・レクリエーション活動への支援
	第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供
2 関係機関との連携による支援の充実		(1) 関係機関との連携による支援の充実	

■枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）のポイント

●枚方市障害福祉計画（第7期）

① 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	目標数値	設定方法
施設入所者の地域移行者数	11人	令和4年度末時点の施設入所者から設定
施設入所者の削減	6人	令和4年度末時点の施設入所者から設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	目標数値	設定方法
令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	213人	府域の目標値である令和8年6月末時点の長期精神病床入院患者数から設定

③ 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の面的整備に向けて取り組むとともに、整備後は運用状況を検証・検討していきます。

④ 福祉施設から一般就労へ向けての取組

成果目標	目標数値	設定方法
福祉施設から一般就労への移行数	109人	令和3年度の一般就労への移行実績から設定
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数	76人	令和3年度の一般就労への移行実績から設定
一般就労へ5割以上が移行した就労移行支援事業所	6割以上	大阪府の基本的な考え方に基づき設定
就労定着率7割以上の事業所	2.5割以上	国の基本指針に基づき設定
就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	15,000円	令和3年度の工賃実績に基づき設定

⑤ 相談支援体制の充実・強化

障害者（児）ニーズの多様化を踏まえ、地域の実情に応じた相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

⑥ 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築

報酬の審査体制の強化、及び障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めます。

●障害児福祉計画（第3期）

- ① 重層的な地域支援体制の構築、児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

ひらかた子ども発達支援センターを本市における発達上支援が必要な児童のための拠点とし、重層的な地域支援体制の充実、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	目標数値	設定方法
児童発達支援事業所	12か所	府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえ設定
放課後等デイサービス事業所	15か所	府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえ設定

- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の活用

重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たっては、管内の支援体制の現状の把握や、関係者の役割等について検討等を行うための協議の場を活用していきます。

●障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

計画において設定された目標達成に向け、以下の福祉サービスの利用見込み等について記載しています。

- ① 自立支援給付の利用見込みと整備の方向
- ② 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向
- ③ 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向
- ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用

■計画の推進体制及び進行管理

- 本計画の推進にあたっては、枚方市が主体となり、国、府等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応します。

- 計画の進行管理については、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、進捗状況の自己管理、評価を行うとともに、枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会によっても計画の進捗状況の管理と評価を行い、適正な進行管理に努めます。